

# 改正水質汚濁防止法 について

## (1) 排出状況の未記録、未保存または虚偽の記録を行った者への罰則の設立

※…**現行**：排水水質の測定と記録をしておかなければならない。罰則なし。

○法第14条第1項および同法施行規則第9条第1項、第3項

※…**改正**：排水水質の測定と記録および記録保存をしなければならない。

また虚偽の記録をしたものへの**罰則**の設立 → 法第33条第3項

○法第33条第3項 … 法第14条第1項又は第2項の規定に違反して、記録をせず、又は虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかつた者  
→30万以下の罰金

## (2)排水基準に適合しない排水が流出した場合は、応急処置等を講じて、県(保健所)へ届出ること

※・・・**現行**：有害物質や油類を含む水が、公共用水域に流出し、生活環境に影響がある場合、汚染防止の措置を施し、その内容を県(保健所)に届出ること。

○法第14条の2 旧第1項、旧第2項・・・人為的事故以外に、天災や不可抗力な事故も対象になります。

※・・・**改正**：有害物質を含む水のほかに、pHやBODなど排出基準に適合しない水が、公共用水域に流出し、生活環境に影響がある場合、汚染防止の措置を施し、その内容を県(保健所)に届出ること。

○法第14条の2 第1項、第2項、第3項・・・基準に適合しない排水(汚水)も事故応急の対象物になります。また、現行同様に、人為的事故のほか、天災や不可抗力な事故も対象になります。

## 事故により、指定物質が公共用水域へ流出した場合の 応急処置および県(保健所)への事故届出義務

### ※・・・**現行** : 規定なし

○現行法になし・・・事故対象の物質ではない。

### ※・・・**改正** : 有害物質等のほか、新たに生活環境に影響を及ぼす**指定物質**についても事故時の措置を行うこと。

○法第14条の2 第1項、第2項、第3項・・・新たに水質汚濁防止法では有害物質などとして規定されていない物質についても対象になります。ホルムアルデヒドや水酸化ナトリウムなど52物質が規定されました。

○人為的事故のほか、天災や不可抗力な事故も対象になります。

### (3) 全ての事業者は、排出状況の把握と、汚濁を防止する措置を講ずること

※…**現行**：規定なし

○現行法になし…規定していない。

※…**改正**：排水先の状況の把握および汚濁負荷低減にむけての措置を行うこと。

○法第14条の4 …公共用水域へ排水する全ての事業者は、排出先の状況の把握、および排水汚濁の負荷を低減する施設の整備や適切な維持管理をする責務が規定されました。

# 排水の水質測定と記録をしましょう

ご存じですか？

排水の水質を測定・記録することが法律で義務付けられています

※水質汚濁防止法第14条第1項 ⇒

排水の汚染状態の測定等

※同法施行規則 第9条第1項 ⇒

排水の汚染状態の測定

※同法施行規則 第9条第3項 ⇒

記録の保存(3年間)

※水質汚濁防止法第33条第3項 ⇒

排水の未記録、未保存の罰則

(30万円以下の罰金)

## 測定項目

大きく2種類あります。

①生活環境項目・・・一般的排水項目、②健康項目・・・有害物質

### ① (生活環境項目)

- pH(水素イオン濃度)、BOD(またはCOD)、SS(浮遊物質)、大腸菌群数、DO(溶存酸素)など・・・
- 1日の排水量が50m<sup>3</sup>以上の事業場について、排水基準がかかります。
  - ただし、上乗せ排水規制区域は例外があります。50m<sup>3</sup>/日未満の排水量でも業種により排水基準がかかります。
- pH(水素イオン濃度)、BOD(またはCOD)、SS(浮遊物質)、大腸菌群数の4項目は一般的な排水状況を示す項目ですので測定をしましょう。
- 「りん」や「窒素」ならびに「ノルマルヘキサン抽出物質(いわゆる鉱物・動植物油類)」等は事業形態に応じて測定して下さい。

### ② (健康項目)

- ・排水量などによる規制の区別はなく、**全ての特定事業場が対象**です。
- ・取り扱い項目について測定を行って下さい。
- ・取り扱いがない場合は測定は不要です(排出しないため)。



## 測定頻度

- 定期的に測定し、排水状況を把握できる回数を測定しましょう(年1回以上)。
- 1日の平均的な汚染状態・・・1日の操業時間内で、操業前と終りを含む3回以上の平均値。
  - ・・・水質保全局長通達より。(昭和46年9月20日環水管24号【水質汚濁防止法の施行について】)